

発議第 3号

米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政庁に提出するものとする。

令和3年3月10日 提出

提出者 江差町議会議員 塚 本 眞

賛成者 江差町議会議員 萩 原 徹  
" " 飯 田 隆 一  
" " 小 梅 洋 子  
" " 西 海 谷 望  
" " 小 野 寺 真  
" " 小 林 くにこ  
" " 出 崎 太 郎  
" " 大 門 和 幸

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、外務大臣、農林水産大臣

## 米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書

新型コロナウイルス感染拡大による需要の「消失」で、米の過大在庫が生じ、2020年産米の市場価格は全国的大暴落し、さらに緊急事態宣言などにより消費減少が止まらず、2021年産米のさらなる下落が危惧されています。このままでは、多くの米農業者の経営悪化を招くことになり、流通業者、販売店など地域経済に深刻な影響を与えます。

コロナによる需要減少による「過剰在庫」は、政府の緊急買入など特別な隔離対策で市場隔離すべきです。

同時にミニマムアクセス米が毎年77万トン輸入され、40万トン～60万トンが飼料用に販売され、国産飼料米需要を奪っています。国は、在庫が増えたバター、脱脂粉乳の輸入量を大幅削減し、バター、脱脂粉乳の過剰在庫対策をとっています。バター、脱脂粉乳同様に、ミニマムアクセス米の輸入量を減らし、在庫対策をとることが財政負担も少なく、最も有効な対策といえます。

コロナ禍というかつて経験したことのない危機的事態のなかで、農業者の経営と地域経済を守るためには、従来の政策的枠組みにとらわれない対策が必要です。

次の対策を要望いたします。

1. 過剰米を国が緊急に買い入れし、過大な生産調整を回避すること。
2. ミニマムアクセス米の輸入量を大幅に削減すること。
3. 過剰米を生活困窮者などへの食料支援に活用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年3月10日

北海道江差町議会議長 打越 東亜夫